

スマートフォン決済アプリによる市税等の納付についてQ & A

Q1 スマートフォン決済とは？

A1 スマートフォンにインストールされた、PayPayやLINEpay等のアプリを活用し、電子マネーで市税等が納付できる仕組みです。納付書に印字されているバーコード情報をスマホアプリで読み取り、電子マネー払いにより納付を行うものです。

24時間、いつでもどこでも納付ができます！

Q2 利用可能なスマホ決済アプリは？

A2 「PayPay」「LINE Pay」のみです。

Q3 納付できる市税等は何ですか？

A3 次の4税、5料です。

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、上下水道料、住宅使用料。

（道路水面占有料、受益者負担金は対象外です。）

Q4 いつから納付できますか？

A4 令和3年4月1日からです。コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書であれば納付できます。ただし、納付できない場合があります。注意事項（※）を参照してください。

Q5 納付できる電子マネーとは？

A5 金融機関等からアプリ上にチャージした残高が納付できる電子マネーとなります。クレジット等での納付はできません。

Q6 領収書は発行されますか？

A6 領収書は発行されません。アプリ内の履歴で確認してください。領収書が必要な場合は、スマホ決済せずに各金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

なお、軽自動車税（種別割）をスマホアプリで納付した場合、継続検査用納税証明書は後日送付します。ただし、納期限内に納付した場合のみです。

Q7 手数料はかかりますか？

A7 納付にかかる手数料は無料ですが、通信料等は利用者負担となります。

Q8 アプリ収納を取り消せますか？

A8 アプリで行った取引を消すことはできません。お手元の納付済の納付書で二重に納付しないようご注意ください。

Q9 ポイントの付与は？

A9 ご利用のアプリ運営会社にて確認してください。

Q10 市役所の窓口やコンビニエンスストアでアプリ収納はできますか？

A10 できません。市役所の窓口やコンビニエンスストアのレジでのお支払いは、現金のみのお取り扱いです。

Q11 口座振替にしているがアプリで納付できますか？

A11 できます。その場合は市役所に連絡してください。納付書を送付します。ただし、口座振替データが金融機関へ送付された後にアプリで納付されると、口座振替分と重複となりますのでご注意ください。

<※ご利用の際の注意事項>

◎スマホ決済の取り扱いができない納付書があります。

次の納付書はスマホ決済での納付ができませんのでご注意ください。

- ・コンビニ収納用のバーコードが印字されていない納付書
- ・汚損などによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・納付期限が過ぎた納付書
- ・金額の訂正がある納付書
- ・税額が 30 万円を超える納付書